

取扱状況調査（アンケート）の結果について

1 調査の目的

平成 25 年 3 月 28 日付健水発 0328 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知で「塩素処理によりアルデヒド類を高効率で生成しやすいことが明らかになった」とされた化学物質のうち、特定化学物質に指定されていないものについて県内における取り扱い状況を把握するため。

2 調査の概要

- (1) 対象物質 注：() 内は CAS No.
No.1 ジメチルアミノエタノール(108-01-0)
No.2 N,N-ジメチルエチルアミン(598-56-1)
No.3 1,1-ジメチルグアニジン(6145-42-2)
No.4 テトラメチルエチレンジアミン(110-18-9)
No.5 トリメチルアミン(75-50-3)
- (2) 調査対象事業所
下記①及び②の観点で選定した合計 1,246 の県内事業所
- ① 平成 24 年度にいずれかの特定化学物質の取扱量を報告した事業所のうち、明らかに対象物質の取扱いがないと考えられる燃料小売業、一般廃棄物処理業、医療業を除いた事業所（899 事業所）
- ② 平成 22 年の工業統計調査に掲載されている従業員 21 人以上の事業所で、対象物質を取り扱っている可能性の高い業種（化学工業、石油・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鋳型製造業）を営んでいる事業所（①との重複を除く 347 事業所）
- (3) 調査期間
平成 25 年 6 月 25 日（火）～平成 25 年 7 月 22 日（月）
※調査期間経過後の回答を含め、31 日（水）時点で集計

4 調査の結果

調査対象 1246 事業所のうち 832 事業所(66.8%)から回答があり、対象化学物質の取扱いがあったのは 41 事業所(3.3%)であった。ジメチルアミノエタノール (No.1) が取扱事業所数(25 事業所)、取扱量(160,148kg)とも最も多かった。1,1-ジメチルグアニジン (No.3) については取扱い実績がなかった。

